

奈良県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	嶋岡 惠三	大和郡山市八条町七〇一
〃	松井 健	〃 二四〇
〃	橋本 嘉齋	〃 三〇三―三
〃	吉村 文彦	〃 七一六
〃	吉本 秀一	〃 二四九―三
〃	森嶋 究	〃 六二二
監事	松岡 伸浩	〃 五五―九
〃	藤北 隆子	〃 四一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	松井 康	大和郡山市八条町六五一
〃	中尾 浩明	〃 七二七
〃	村下 秀雄	〃 六二七
〃	吉村 一幸	〃 六九六
〃	山崎 浩三	〃 六七三
〃	橋本 一男	〃 三〇三―四
監事	奥田 宗孝	〃 四五
〃	森嶋 功	〃 二六六―一